

学区外就学許可基準

上田市教育委員会

保護者が学区外就学を希望し、「就学指定校変更願」を提出したとき、教育委員会では次の許可基準を考慮のうえ、適正と認められる場合に学区外就学を許可します。

許可基準内容	必要書類
1 卒業学年(小学校6年生、中学校3年生)の場合	
2 転居が学期途中であり、学期末または学年末まで転居前の学校に通学させたい場合	
3 転居が予定されているため、あらかじめ学区外の転居先の学区の学校へ通学させたい場合	・その学区への転居に関わる書類等 (契約書等の写し)
4 保護者が共働き又は母子、父子家庭等であり、児童の下校後に家庭に保護できるものがないため、学区外の祖父母等宅の学区の学校に通学させたい場合	・祖父母等の住所がわかる書類 (免許証、保険証、住民票の写し等)
5 保護者が共働き又は母子、父子家庭であり、児童の下校後に家庭に保護できるものがないため、学区外の児童館等の施設がある学区の学校に通学させたい場合	・児童館等施設の申請書等 ※許可基準5は平成29年度より削除
6 いじめ、不登校等による精神的な問題点が、転校することにより解消されると判断される場合	・意見書 (関係学校長から教育委員会へ提出)
7 心身の事情やその他特殊な事情により、学区の学校への通学が困難な場合	・意見書 (関係学校長から教育委員会へ提出)

※ なお、いずれの場合も次の点にご留意ください。

- (1) 距離的・時間的に通学に大きな支障がない範囲の学校としてください。
- (2) 通学については、保護者の責任において行ってください。
- (3) 許可期限後は、「上田市立小・中学校の通学区域に関する規則」による学校に通学することになります。
- (4) 許可期限後も引き続き学区外就学を希望する場合は、改めて申請を行ってください。